

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年7月6日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2200178 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300005 号

第 1　結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 2 年 2 月 1 日、喪失年月日を平成 4 年 12 月 21 日に訂正し、平成 2 年 2 月から同年 5 月までの標準報酬月額を 16 万円、同年 6 月の標準報酬月額を 8 万 6,000 円、同年 7 月から同年 11 月までの標準報酬月額を 8 万円、同年 12 月から平成 3 年 9 月までの標準報酬月額を 16 万円、同年 10 月の標準報酬月額を 11 万円、同年 11 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円、同年 12 月から平成 4 年 6 月までの標準報酬月額を 8 万円、同年 7 月から同年 11 月までの標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 2 年 2 月 1 日から平成 4 年 12 月 21 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 2 年 2 月 1 日から平成 4 年 12 月 21 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 35 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成 2 年 2 月 1 日から平成 5 年 3 月 15 日まで

私は、平成元年＊月の出産のため A 社を退職し、出産後の平成 2 年 2 月に同社に復職した。復職後、退職前と同じ B 業務に従事した請求期間について、厚生年金保険被保険者記録がないが、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を提出するので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、請求期間当時、A社においてB業務に従事していたとして、同社がB業務室となっている1990年5月号から1993年5月号までの雑誌の写しを提出しているところ、当該雑誌にB業務として請求者の氏名が確認できることから、期間の特定はできないが、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

また、請求者から提出された事業所名が記載されていない平成2年2月分から平成4年12月分までの給与明細書（以下「給与明細書」という。）について、A社に係る閉鎖登記簿の謄本で確認できる請求期間において同社の代表取締役であった者（以下「元代表取締役」という。）及び同社の解散時に代表取締役で代表清算人であった者（以下「代表清算人」という。）並びにオンライン記録において、請求期間の一部期間に同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者（以下「同僚」という。）の回答から同社の給与明細書と認められる。

さらに、請求者から提出された母子健康手帳によると、「出産後の母体の経過」の「家事以外の労働開始」欄に「産後＊ヶ月＊週（2月1日）」と記載されている上、元代表取締役は、A社における給与の締め日は20日、給与の支払日は当月25日である旨陳述していることから、請求者は、請求期間のうち平成2年2月1日から平成4年12月20日までの期間について同社に勤務していたことが認められる。

加えて、給与明細書によると、平成2年2月から平成4年12月までの期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、A社の元代表取締役、代表清算人及び同僚は、請求者が社会保険事務担当者であった旨回答している。厚生年金特例法第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者は、社会保険事務を担当するべく勉強したが身に付かなかったため、元代表取締役に指示されたとおりに書類を作成し、社会保険事務所（当時）に提出していたことから、社会保険事務の担当者は元代表取締役だと思ふ旨陳述しており、自身が社会保険事務を担当していた認識はなく、元代表取締役は、社会保険事務担当者としての請求者は元代表取締役の指示に基づき、書類を作成し、社会保険事務所に提出しており、同社の代表取締役印の管理及び提出書類に代表取締役印を押すことは元代表取締役が行っていた旨陳述していることから、請求者は請求者自身の判断により社会保険事務を行っていたとは考え難く、同項ただし書きの規定は、このような場合には適用されないと解されている。また、同社に係る閉鎖登記簿の謄本における役員欄に請求者の氏名は見当たらない。よって、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書きの規定は適用されないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち平成2年2月1日から

平成4年12月20日までの期間においてA社に勤務し、平成2年2月から平成4年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成2年2月から平成4年11月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる給与支払額又は厚生年金保険料控除額から、平成2年2月から同年5月までは16万円、同年6月は8万6,000円、同年7月から同年11月までは8万円、同年12月から平成3年9月までは16万円、同年10月は11万円、同年11月は9万8,000円、同年12月から平成4年6月までは8万円、同年7月から同年11月までは10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元代表取締役は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対して提出したはずであり、厚生年金保険料についても納付したはずであると回答しているが、平成2年2月1日から平成4年12月21日までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成2年2月1日から平成4年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成4年12月21日から平成5年3月15日までの期間について、前述のとおり、給与明細書により、平成4年12月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、A社の元代表取締役及び代表清算人は、請求者に係る資料は保管していない旨回答している上、請求者は、当該期間に係る勤務について確認できる資料を所持していないことから、請求者に係る平成4年12月21日から平成5年3月15日までの期間の勤務実態及び平成5年1月1日から同年3月15日までの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間のうち平成4年12月21日から平成5年3月15日までの期間における勤務実態及び平成5年1月1日から同年3月15日までの期間

における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち平成4年12月21日から平成5年3月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300014 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300006 号

第 1 結論

請求期間①から⑥までの各期間について、請求者の A 事業所における標準賞与額を、平成 27 年 7 月 27 日は 5,000 円、同年 12 月 28 日、平成 28 年 8 月 8 日及び同年 12 月 27 日は 10 万 8,000 円、平成 29 年 12 月 28 日は 11 万円、平成 30 年 7 月 31 日は 11 万 2,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑤及び⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年 7 月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年 8 月 8 日
④ 平成28年12月27日
⑤ 平成29年12月28日
⑥ 平成30年 7 月31日

私は、A 事業所から請求期間①から⑥までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①から⑥までの各期間の賞与明細書及び賞与振込額が確認できる預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与を記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びに複数の同僚から提出さ

れた賞与明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は5,000円、請求期間②及び③は10万8,000円、請求期間④は10万8,500円、請求期間⑤は11万円、請求期間⑥は11万2,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑥までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について、回答を得られなかったが、請求期間①から④までの各期間については、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までの各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めている上、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求により訂正決定された者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥については、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300004 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 2300003 号

第1 結論

昭和 52 年 6 月から昭和 55 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 6 月から昭和 55 年 2 月まで

私は、昭和 51 年 4 月に大学に入学し、A 県 B 市に転入した。請求期間は大学生であったが、父親に勧められ国民年金に加入した。国民年金の加入手続は、20 歳になる前の昭和 52 年 4 月から同年 6 月頃に私が B 市役所で行ったか、あるいは昭和 53 年 8 月に C 県 D 市の実家に住所を変更後に父親が行ったと思う。国民年金の加入手続後、当時私が居住していた B 市 E 地区のアパートに年金手帳が郵送されてきたことを覚えている。

請求期間の国民年金保険料は、父親が納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において大学生であることから、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金の任意加入被保険者となる申出を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されることが必要であった。

改製原附票によると、請求者は、昭和 51 年 4 月 11 日に B 市に住所を定め、昭和 53 年 8 月 9 日に D 市に転入していることが確認できることから、年金情報総合管理・照合システムにより、昭和 52 年 4 月から昭和 53 年 9 月までの期間に B 市において国民年金手帳記号番号が払い出された者の確認を行い、また、国民年金受付処理簿により、同年 8 月から昭和 55 年 4 月までの期間に D 市において国民年金手帳記号番号が払い出された者の確認を行ったが、これらによつては請求者の氏名を確認することができなかった。また、請求者は、日本年金機構 F 年金事務所の窓口で

請求者と同姓で名前は違うが同じ生年月日の人の記録があると言われたことがある旨陳述しており、さらに、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより、請求者の氏名及びこれと類似する複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

また、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求者の父親は請求期間の国民年金保険料を納付することはできず、B市は、請求者に係る国民年金被保険者の記録及び国民年金保険料の納付記録は確認できない旨回答し、D市も、請求期間に係る資料は保管しておらず、請求者に係る国民年金被保険者の記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとする請求者の父親も既に死亡していることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。また、請求者は、国民年金の加入手続後に年金手帳が郵送されてきたとしているが、現在は所持していない旨陳述しており、当該年金手帳を確認することができない。

加えて、請求者の妹は、父親から、短大生であった期間の国民年金保険料納付を忘れていたため60歳になったら納付するようと言われていたので、父親が請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していなかったのであれば、請求者に何も言わないということはないはずであるとしているが、請求者に係る請求期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について具体的な証言は得られなかった。

このほか、請求者及び請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。